

仕 様 書

- 1 業務名称 平成30年度災害廃棄物処理システムの強靱化及び災害対応力強化に係る業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から平成31年3月25日（月）まで
- 3 納入場所 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

4 業務の目的

南海トラフ地震や主要活断層地震等に伴い発生が見込まれる災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うため、平成27年3月に三重県（以下「県」という）は、環境省「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」及び県防災対策部「三重県地域防災計画－地震・津波対策編－（平成25年修正）」を踏まえた「三重県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という）」を策定し、その後、県計画の実効性を高めるため、処理困難廃棄物の処理に資する各種マニュアル等を定めるとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物処理を進めるため、行政と協力民間団体との災害廃棄物処理に関する連絡会（以下、「連絡会」という。）や人材育成のためのセミナーの開催、市町の災害廃棄物処理計画策定に向けた研修会を開催した。

三重県災害廃棄物処理計画の策定（平成27年3月）以降、市町の災害廃棄物処理計画が策定できたことから、平成29年度に県計画と市町計画の整合性等を確認し、県計画の改定について検証結果、及び国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）の平成29年度改訂、近年発生した大規模災害における災害廃棄物処理の知見等を踏まえ、「三重県災害廃棄物処理計画（平成27年3月）」の見直し検証を行った。

また、大規模災害時において、速やかに災害廃棄物を処理するためには、計画やマニュアル等の策定だけではなく、それらを理解し、柔軟な発想と決断力で災害廃棄物処理にあたる人材が求められることから、平成28年度から、行政部局を対象とした災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座等を開催し、人材育成を図ってきた。

これらを踏まえ、本委託業務では、平成29年度の県計画の見直し検証結果を踏まえた、県計画の改定支援及びそれに伴う「三重県災害廃棄物処理に関する業務手順書（平成28年3月）」や「市町災害廃棄物処理対策マニュアル（平成26年3月）」、「三重県処理困難廃棄物対策マニュアル（平成27年3月）」の見直しの必要性について検証を行い、県計画の実効性を高めるとともに、災害廃棄物処理に精通した人材育成の更なる確保を図るための災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座や災害時のマネジメント能力向上を図るための教育訓練（図上演習）を開催し、発災時の対応力向上を図ることを目的とする。

なお、本業務を遂行するにあたり、必要に応じて有識者の意見聴取を行うものとする。

5 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に本業務に着手し、発注者に届出をしなければならない。この場合において、着手とは受託者が本業務の実施のため監督員との打合せまたは現地調査を開始することをいう。

6 業務の実施体制及び方法

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画、業務工程表等）を策定し、県に提出する。
- (2) 本業務の実施にあたり、他都道府県や市町村の廃棄物処理担当者、民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。
- (3) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

7 管理技術者の選任

受託者は、管理技術者及び照査技術者を選任し、本県の承認を得るものとする。

管理技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（以下「技術士」という。）の資格（資源工学部門（資源循環及び環境）又は衛生工学部門（廃棄物管理）、建設部門（建設環境））を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならないものとする。

8 必要書類の提出

受託者は、業務契約後14日以内に三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課（以下「本課」という。）に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手報告書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者（管理技術者・照査技術者）の提出
- (5) その他、本課が必要とする書類

9 業務の明細

上記4に掲げた目的を達成するため、本業務は以下の9-1から9-4の業務を一体的に実施する。

なお、9-4の業務にあたっては、9-1から9-3の業務と連携をはかり、抽出された課題や意見等を踏まえ、県計画の実効性を高めるとともに、関係機関が災害時に廃棄物処理を迅速かつ円滑に行える体制を構築できるよう業務を遂

行するものとする。また、適宜、国立環境研究所が作成した「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」等の関係資料を参考にするものとする。

9-1 三重県災害廃棄物処理計画の改定支援及び県マニュアル等の見直し検証

平成29年度に市町災害廃棄物処理計画や他都道府県の災害廃棄物処理計画、中部ブロック広域連携計画、過去災害事例、国の災害廃棄物対策指針（改定版）と県計画を比較検証した結果を踏まえた、県計画の改定支援を行うものとする。

また、県計画の改定に伴い、「三重県災害廃棄物処理に関する業務手順書（平成28年3月）」や「市町災害廃棄物処理対策マニュアル（平成26年3月）」、「三重県処理困難廃棄物対策マニュアル（平成27年3月）」の見直しも行う必要があることから、これらの見直しの必要性について検証を行うものとする。

①支援内容

- 県計画掲載データの時点修正のための下記データ整理
 - 一般廃棄物処理実態調査（平成28年度）、産業廃棄物処理実績報告書（平成28年度）、PRTR法届出、三重県地域防災計画、三重県地震被害想定結果（数表等）
- 災害廃棄物処理対策基礎調査（仮称）で市町等から収集したデータ整理（参考）過去の調査項目
 - 自治体概要（容リ法対象以外のプラの取扱い、中間処理施設、最終処分場、し尿処理施設の有無）
 - 災害用トイレの備蓄状況（トイレの種類（ユニット型、組立式、簡易型、その他）と仕様）
 - ごみ焼却（RDF化）施設調査（能力、処理量、地元協定等、処理対象物と受入条件、ピット容量、搬入可能車両、耐震化状況、BCP策定状況、津波被害、その他防災対策）
 - 粗大ごみ等処理施設（能力、処理量、地元協定等、処理対象物と受入条件、保管容量、搬入可能車両、耐震化状況、BCP策定状況、津波被害、その他防災対策）
 - 最終処分場（能力、進出水処理施設の有無、処理量、地元協定等、処理対象物と受入条件、搬入可能車両、耐震化状況、BCP策定状況、津波被害、その他防災対策）
 - し尿処理施設（能力、進出水処理施設の有無、処理量、地元協定等、処理対象物と受入条件、搬入可能車両、耐震化状況、BCP策定状況、津波被害、その他防災対策）
 - 災害廃棄物の処理について
 - 災害廃棄物処理計画の策定（改定）状況について
- その他、三重県広域受援計画や三重県版タイムライン、三重県災害対策本部活動要領（社会基盤対策部隊用）、過去災害の対応事例について、

適宜、データ整理を行うものとする。

- 県計画の見直し検証及び環境省の災害廃棄物対策指針の改定を踏まえた、マニュアル等の改訂箇所の検証のためのデータ整理。
 - 「三重県災害廃棄物処理に関する業務手順書（平成28年3月）」
 - 「市町災害廃棄物処理対策マニュアル（平成26年3月）」
 - 「三重県処理困難廃棄物対策マニュアル（平成27年3月）」

9-2 災害廃棄物処理スペシャリスト人材の育成

災害廃棄物の処理にあたって各種指針や計画等が策定されているが、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を行うためには、発災時に生じる様々な課題を解決できる能力を有し、各地域の指導的な立場となるべき人材が重要であり、このような人材を育成するために、専門的な演習や研修を効果的に実施する。

なお、人材育成のための研修等の運営（企画提案、資料作成、技術的支援、実地研修では現場監督・調整、移動手段の確保など）を行うものとする。

1) 回数 机上演習 2回

前期講座（連続3日程度）及び

後期講座（連続2日程度）から構成

実地研修 1回（2泊3日×1箇所 例：福岡県等）

図上演習 1回（1.5日程度）

※図上演習は9-3に詳細を記載

2) 開催場所 机上演習は三重県庁周辺を予定

3) 対象者

発災時に県及び市町等の災害廃棄物処理対応が期待される職員
（市町等15名程度、県5名程度）

4) 内容

- 平成28年度や平成29年度に実施した災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座を基に、過去発生した大規模災害の廃棄物処理の事例を参考に、災害廃棄物の処理に際し、必要となる法的・技術的な判断力を養う机上演習を実施する。
- 災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座の内容をテキスト化する。
- 「災害廃棄物処理計画（実行計画含む）」、「災害廃棄物発生量・処理可能量の推計」、「仮置場の設定・管理・運営」、「災害関係補助事業」「被災自治体の職員による災害対応経験」、「グループ作業」を必須項目とし、その他災害廃棄物処理に必要な項目から構成するものとする。
- グループワークは研修全体を通して、災害廃棄物処理に係るテーマについて、参加者が一定の成果品を得られるよう工夫するものとする。
（例：平成29年度は仮置場チェックリストを作成）
- 机上演習と連携した実地研修を実施する。なお、研修先は災害廃棄物処理（地震、水害等による）を経験した自治体を想定すること。なお、

研修先はバス等を借上げて移動するものとする。

- ・平成28年度、29年度の修了者のフォローアップを検討するものとする。
(例：平成29年度は机上演習の講師としての参加)

5) 講師

- ・机上演習では外部講師も入れること。なお、受託者自らが講師を行う場合、2名以上の講師を確保すること。
- ・大規模災害時の災害廃棄物対応の知見を有する又は対応を行った有識者から受託者の提案をもとに発注者と協議のうえ決定する。(※提案の段階では講師候補者の同意を得る必要はない。)
- ・講師の報償費や旅費、昼食代は発注者の負担とする。

6) その他

- ・机上演習の会場や設備の使用料、講師の昼食代は発注者の負担とする。
- ・実地研修の会場や設備の使用料、講師の昼食代は受託者の負担とする。
- ・講座全体の資料準備に係る経費について、受託者の負担とする。
- ・配布資料は、各演習等の規模に応じた部数を作成する。
- ・配布資料は、開催1週間前を目途に受講者へ送付するものとする。
- ・受講者同士で災害廃棄物処理に係るネットワークが形成されるよう配慮した演習等とすること。
- ・現地最寄駅から、研修現場までのバス借上料等は受託者で負担する。
- ・現地研修において研修先職員等の派遣旅費等は受託者で負担する。
- ・人材育成にあたり、内容や実施方法について、平成28年度及び平成29年度の人材育成講座受講者の活用を行うとともに、今までに実施した人材育成の課題を踏まえ、有識者と事前に調整し、必要に応じて適宜、演習等に反映させるものとする。

9-3 教育訓練の開催

県計画が適切に運用されるよう、発災後数日から数週間程度を経過したと想定した訓練を行うとともに、抽出された課題について改善を行い、発災時に備えた実行力の向上を図る。

なお、受託者は、教育訓練(下記①、②)の運営(企画提案、資料作成、技術的支援など)を行うものとする。

① 机上演習事前研修

1) 回数 年1回、0.5日(②机上演習の1か月前程度を予定)

2) 実施場所 三重県庁周辺(予定)

3) 対象者 県、市町及び関係団体職員(100名程度)

※机上演習参加者を予定

4) 内容

- ・県で実施した過去の机上演習(平成27年度～29年度)を用いて、事前に机上演習の考え方や実施方法を習得することを目的とした研修を実施。
- ・机上演習のテーマに係る有識者からの講演を実施。

- ・ 研修前（研修当日）と研修後（研修約1～2週間後）にアンケートを実施し、効果測定を行う。アンケートの作成及び取りまとめは受託者が実施するものとする。
- 5) 有識者
- ・ 大規模災害時の災害廃棄物対応の知見を有する又は対応を行った者から受託者の提案をもとに発注者と協議のうえ決定する。なお、講師は、9-2②の図上演習の講評を行う講師と同じ講師が望ましい。
 - ・ 講師への依頼、日程調整は発注者が行うものとする。また、有識者に対して、報償費及び旅費、昼食代は発注者が負担するものとする。
 - ・ 必要に応じて、研修実施にあたり、有識者へ意見を聞くものとする。
- 6) その他
- ・ 当日の資料や用具等の訓練実施に係る経費について、受託者の負担とする。
 - ・ 配布資料は、研修規模に応じた部数を作成する。
 - ・ 配布資料は、研修実施1週間前を目途に発注者へ送付するものとする。
 - ・ 平成28年度及び平成29年度に実施した災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成受講者を活用できるよう配慮するものとする。

②図上演習

- 1) 回数 年1回、1日
- 2) 実施場所 三重県庁周辺（予定）
- 3) 対象者 県、市町及び関係団体職員（100名程度）
- 4) 内容
 - ・ 県計画で想定した災害が発生したとの想定により、組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡、災害廃棄物処理に係る応援協定による協力支援等の運用に係る訓練
 - ・ 有識者（学識者等）による講評
 - ・ 訓練実施にあたり、訓練内容や実施方法について、平成27年度（風水害）及び平成28年度（内陸直下型地震）、平成29年度（南海トラフ地震）に実施した図上演習の課題等を踏まえ、有識者と事前に調整し、必要に応じて訓練に反映させるものとする。
 - ・ 可能であれば、想定シナリオの作成について、県関係課や市町と作成できるよう進め方を配慮することを検討。
 - ・ プレーヤー、コントローラー間で図上演習の振り返りを実施する時間を設けること
 - ・ 終了後にアンケートを実施し、9-2①の事前研修のアンケートを踏まえ、効果測定を実施する。
- 5) 有識者
 - ・ 大規模災害時の災害廃棄物対応の知見を有する又は対応を行った者から受託者の提案をもとに発注者と協議のうえ決定する。なお、講師は、9-2①の事前研修の講師と同じ講師が望ましい。
 - ・ 講師への依頼、日程調整は発注者が行うものとする。また、有識者に

対して、報償費及び旅費、昼食代は発注者が負担するものとする。

- ・ 必要に応じて、演習実施にあたり、有識者へ意見を聞くものとする。

6) その他

- ・ 当日の資料や用具等の訓練実施に係る経費について、受託者の負担とする。
- ・ 配布資料は、訓練規模に応じた部数を作成する。
- ・ 配布資料は、訓練実施2週間前を目途に発注者へ送付するものとする。
- ・ 教育訓練のコントローラーは発注者が行うものとする。
- ・ 平成28年度及び平成29年度に実施した災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成受講者を活用できるよう配慮するものとする。
- ・ 演習では、複写用のカーボン紙などを用意し、参加者の負担が軽減できるよう配慮する。

10 打合せ協議

受託者は、主要な区切りにおいて、発注者と打ち合わせるものとする。

なお、初回と終回は、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ場所は、原則、本課内とする。打合せ協議等の議事録の作成は受託者が行うものとする。

11 成果物の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、成果品を委託業務完成報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示する場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
- (3) 受託者は、電子納品の定めがある場合、または監督員の指示、または承認を受けた場合は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に準じて成果を電子記憶媒体にして提出するものとする。

上記「マニュアル」で特に記載がない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。また、紙で提出する成果物は、原則として両面コピーとする。

12 検査（検収）

- (1) 受託者は、本業務の終了後、管理技術者等立ち会いの上、検査（検収）を受けなければならない。
- (2) 受託者は、契約書に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- (3) 受託者は、検査に必要な書類および資料等を整備するとともに、必要な人員および機材を準備し、提供しなければならない。また、検査に要する費用は受託者の負担とする。

13 納入方法

委託業務の完了とともに成果品を納入し、三重県による成果品の検査を受け、指示等に従い必要な修正を行うこと。

14 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

15 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等は、本県に属するものとする。

16 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項および不明な点が生じたときは、その都度、当課と受託者の協議によるものとする。

(2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の責務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(3) 受託者が(2)のイまたはウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。全ての成果品は、CD-R等を利用した電子媒体の形であわせて納入するものとする。

(1) 委託業務完成報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

(2) 三重県災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座テキスト・ 50部